

農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農山漁村が有する豊かな自然や歴史・文化、農林水産物等の地域資源を活用し、国内外からの観光誘客による所得向上と地域活性化を図ることを目指して農泊の取組に挑戦する農林漁業者を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1及び別表2の第1欄に掲げる事業(以下「対象事業」という。)について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業のうち別表1の第1欄に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる者

(2) 対象事業のうち別表2の第1欄に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる者が行う対象事業に係る補助対象経費(対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下補助対象経費の額及び間接補助対象経費の額において同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額(ただし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)以上の補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助対象経費(対象事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。)の額に別表1の第4欄に定める率を乗じて得た額(同表の第5欄に掲げる額を上限とする。)及び間接補助対象経費(仕入控除税額を除く。)の額に別表2の第6欄に定める率を乗じた額(同表の第7欄に掲げる額を上限とする。)以下とする。

3 同一の事業実施主体が行う同種の事業に対する補助は、1回に限るものとする。

4 本補助金において補助対象とする項目と同一の経費について、国・県等から補助金等を受けている又は受ける予定となっているものについては、本補助金は交付しないものとする。

5 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に別表1の第4欄に掲げる率及び間接補助対象経費の額に別表2の第6欄に掲げる率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 別表1の第6欄に定める変更

(2) 間接補助金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る別表2の第8欄に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号の場合にあっては、対象事業の完了の日から30日を経過する日又は補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日。

(2) 規則第17条第1項第2号の場合にあっては、対象事業の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日。

(3) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費及び間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 本補助金の交付を受ける者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

別表1（第3条、第8条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 県補助率	5 限度額	6 重要な変更
お試し農山漁村体験受入支援事業	農林漁業者、農林漁業者で組織するグループ又は団体、第一次産業観光利活用推進協議会（協議会の構成団体を含み、以下「協議会」という。）	<p>農林漁業者が観光誘客を目的に農山漁村体験の受入を試行的に行う場合に必要な次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）消耗品費、使用料・賃借料、食材費、通信運搬費、委託費、旅費、謝金、研修参加費等 （2）テントや布団等、汎用性のある備品等の取得に係る経費（協議会が、農山漁村体験の受入に試行的に取り組もうとする農林漁業者へ貸借することを目的に購入する場合に限る。） （3）その他事業に必要なものとして知事が認める経費 	1 / 2	15万円	<ul style="list-style-type: none"> （1）本補助金の増額 （2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
試行的なインバウンド対応支援事業		<p>農林漁業者が観光農園等へ外国人観光客を試行的に受け入れる場合に必要な次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）通訳料・翻訳料、パンフレット等外国語案内ツール作成経費、消耗品費、使用料・賃借料、食材費、通信運搬費、委託費、旅費、謝金、研修参加費等 （2）音声翻訳を行うための機器の整備に要する経費（協議会が、外国人観光客の受入に試行的に取り組もうとする農林漁業者へ貸借することを目的に購入する場合に限る。） （3）その他事業に必要なものとして知事が認める経費 			

注：補助対象経費が委託費の場合は、県内事業者が実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

別表2（第3条、第8条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 県補助率	7 限度額	8 重要な変更
お試し農山漁村体験受入支援事業	農林漁業者、農林漁業者で組織するグループ又は団体	農林漁業者が観光誘客を目的に農山漁村体験の受入を試行的に行う場合に必要な次の経費 (1) 消耗品費、使用料・賃借料、食材費、通信運搬費、委託費、旅費、謝金、研修参加費等 (2) その他事業に必要なものとして知事が認める経費	1 / 2	市町村	1 / 2	15万円	(1) 間接補助金の増額 (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
試行的なインバウンド対応支援事業		農林漁業者が観光農園等へ外国人観光客を試行的に受け入れる場合に必要な次の経費 (1) 通訳料・翻訳料、パンフレット等外国語案内ツール作成経費、消耗品費、使用料・賃借料、食材費、通信運搬費、委託費、旅費、謝金、研修参加費等 (2) その他事業に必要なものとして知事が認める経費					

注：補助事業経費が委託費の場合は、県内事業者が実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度 農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金事業計画（報告）書

1 事業実施主体

事業実施主体名 及び代表者名		
所在地		
連絡先電話番号		
メールアドレス		
担当者職・氏名		
経営区分		<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> その他 ※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。
団体の 場合のみ 記載	団体の設立年月日	年 月 日
	団体の概況	
間接補助 の場合の み記載	市町村担当課	
	担当者職・氏名	
	連絡先電話番号	
	メールアドレス	

2 事業の概要

事業区分	<input type="checkbox"/> お試し農山漁村体験受入支援事業 <input type="checkbox"/> 試行的なインバウンド対応支援事業 ※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施地区	
事業内容	※事業内容のほか、ターゲット（年齢層・性別・圏域）、体験プログラム等の提供サービスの 内容、集客・PR方法等について具体的に記載してください。 ※工事請負費又は委託料が伴うものについて、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難 である場合は、その理由を記載してください。
事業実施後の 継続性 [報告時のみ]	※今後も継続して観光客の受入を行う意向があるか、またある場合は今後の取組について簡単 に記載してください。

3 消費税の取り扱い（※いずれかにチェックをしてください。）

<input type="checkbox"/> 一般課税事業者	<input type="checkbox"/> 簡易課税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者
----------------------------------	----------------------------------	--------------------------------

4 仕入れ控除税額の有無

（ 有 ・ 無 ）
※仕入れ控除額の「有」「無」のいずれかに○をしてください。 「無」の場合には、その理由を記載してください。 （ 免税事業者であるため ・ その他 （ ） ）

5 他の補助金の活用の有無

（ 有 ・ 無 ）	
※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団 体名及び連絡先）を記載してください。	
補助金名	
事業内容	
補助金に係る問合せ先	

6 添付書類

(1) 事業計画申請時

- ア 事業計画の詳細が把握できる事業費内訳書、見積書、パンフレット等
- イ 事業実施主体の概要が把握できる資料（規約、構成員の所属、氏名、役割等）
- ウ 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を取得している場合は、その許可証等の写し

(2) 事業実績報告時

- ア 事業実績の詳細が把握できる事業費内訳書、写真、領収書の写し、パンフレット（計画申請時と異なる場合）等
- イ 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可がある場合は、その許可証等の写し（計画申請時と異なる場合）

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度 農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金事業収支予算（決算）書

1 収入 (単位：千円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内 訳
本補助金				
市町村費				
そ の 他				
合 計				

(注) その他収入については内容を具体的（宿泊料収入、体験料収入等）に記載すること、

2 支出（事業費内訳） (単位：千円)

科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内 訳
合 計				

(注) 収支予算書として提出する場合、事業に係る予算の概要が分かる資料を添付すること。

様

職 氏 名

年度 農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は……………とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金交付要綱（平成30年3月26日付第201700289787号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

住 所

事業実施主体 氏 名

㊦

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金について、農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。